

不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の特例について

背景

小・中学生の不登校児童生徒数（30日以上欠席者）は全国で約12万3千人（平成16年度）

不登校の要因・背景の多様化・複雑化。

不登校の実態に基づいた対策が求められる。

対応案

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

〔 〕内は改正・制定する法令等
学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒^{（注）}を専ら対象として、その実態に配慮した特別の教育課程の編成を認める。

〔学校教育法施行規則〕

（注）高等学校の生徒については、中退者又は相当の期間高等学校に入学しなかった者を含む。

特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。

文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認めれるときは当該学校を指定。

〔告示及び指定要項〕

備考

本件は、特区803（818）「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を閣議決定（平成16年12月10日）に基づき全国化するもの。